

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領

制定 平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号（副市長決裁）
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 建建防第 4174 号（局長決裁）

（通則）

第 1 条 この要領は、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（1）住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅のうち、住居の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもの（木造建築物を除く。）をいう。

（2）マンション

建築基準法第 2 条第 1 項第 9 の 2 号に定める耐火建築物又は同項第 9 の 3 号に定める準耐火建築物であつて、共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもののうち、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 以上のものをいう。

（3）補助対象床面積

この事業における補助金の額の算出に用いる建築物の延べ面積から次に掲げる部分の床面積を除いた床面積（小数点第 3 位以下切り捨てとする。）をいう。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）第 3 条に規定する耐震不明建築物の要件に該当しない部分がある場合はその部分

イ 補助金の額の算出に用いることが適切でないと市長が認める部分

（4）全体設計

事業等を 2 箇年度以上にわたり実施することをいう。

（5）賃借人

申請者（区分所有者を含む。）との間に締結された賃貸借契約（平成 31 年 2 月 28 日から補助金の交付を申請する 6 箇月以上前を契約の期間に含み、かつ、当該契約期間が 1 年以上であるものに限る。）に基づき、当該建築物の全部又は一部を継続して賃借している者又は賃借していた者をいう。ただし、市長が適当であると認めるものはこの限りではない。

（補助金の額）

第 3 条 耐震診断に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合計した額を限度とする（1,000 円未満は切り捨てるものとする。）。

（1）次のアからウまでに掲げる額のうち、最も低い額

ア 耐震診断に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 1 を乗じた額

建築物の種類	補助率 1
要緊急安全確認大規模建築物 要安全確認計画記載建築物	5 / 6
多数利用建築物 重要道路沿道建築物	2 / 3

イ 次の表に掲げる補助対象床面積に応じて算出された事業費限度額（「建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成 27 年国土交通省告示第 670 号）に規定された標準業務に含まれない業務の費用を要する場合は、当該事業費限度額に 157 万円を限度として加算した額）にアの表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 1 を乗じた額

補助対象床面積	事業費限度額（円）
$a \leq 1,000$	$3,670 \times a$
$1,000 < a \leq 2,000$	$3,670,000 + 1,570 \times (a - 1,000)$
$2,000 < a$	$5,240,000 + 1,050 \times (a - 2,000)$
この表において、a は補助対象床面積を表す。（単位 m^2 ）	

ウ 補助限度額 360 万円（多数利用建築物又は重要道路沿道建築物に限る。）

(2) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 耐震診断に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 2 を乗じた額

建築物の種類	補助率 2
要安全確認計画記載建築物	$\alpha / 4$ ($1 / 6$ を上回る場合は $1 / 6$)
要緊急安全確認大規模建築物 多数利用建築物 重要道路沿道建築物	0
この表において、 α は（前号による算出額） / （耐震診断に要する費用） を表す。	

イ 前号イの表に掲げる補助対象床面積に応じて算出された事業費限度額（「建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成 27 年国土交通省告示第 670 号）に規定された標準業務に含まれない業務の費用を要する場合は、当該事業費限度額に 157 万円を限度として加算した額）にアの表（ α は（前号による算出額） / （事業費限度額）と読み替える。）に掲げる建築物の種類に応じた補助率 2 を乗じた額

2 耐震改修設計に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合計した額を限度とする（1,000 円未満は切り捨てるものとする。）。

(1) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 耐震改修設計に要する費用（耐震判定委員会等の評価取得に要する費用等を含む。）に $2 / 3$ を乗じた額

イ 補助限度額 360 万円（木造建築物の場合は 20 万円）

(2) 耐震改修設計に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 2 を乗じた額

建築物の種類	補助率 2
要緊急安全確認大規模建築物	$1/3 - \alpha/4$ ($1/6$ を下回る場合は $1/6$)
要安全確認計画記載建築物	$\alpha/4$ ($1/6$ を上回る場合は $1/6$)
多数利用建築物 重要道路沿道建築物	0
この表において、 α は(前号による算出額) / (耐震改修設計に要する費用) を表す。	

3 耐震改修に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合計した額を限度とする(1,000円未満は切り捨てるものとする。)

(1) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 次の(ア)、(イ)に掲げる額のうち低い額及び工事監理に要する費用に $2/3$ を乗じた額を合計した額

(ア) 耐震改修工事に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率1を乗じた額

建築物の種類	補助率 1
要緊急安全確認大規模建築物 多数利用建築物	$1/3$
要安全確認計画記載建築物 重要道路沿道建築物	$2/3$

(イ) 次の表に掲げる建築物分類に応じて算出された事業費限度額に(ア)の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率1を乗じた額

建築物分類	事業費限度額(円)	
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合
木造建築物	2,700,000	
住宅	$39,900 \times a$	
マンション	$51,700$ (又は $56,900^*$) $\times a$	$86,400 \times a$
上記以外	$57,000$ (又は $62,700^*$) $\times a$	$93,300 \times a$
この表において、 a は補助対象床面積を表す。(単位 m^2) ※の金額は構造耐震指標 I_s 値が0.3未満の建築物の場合を表す。		

イ 次の表に掲げる補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額 (円)
5,000 m^2 未満	20,000,000
5,000 m^2 以上 10,000 m^2 未満	35,000,000
10,000 m^2 以上	50,000,000

(2) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 耐震改修工事に要する費用及び工事監理に要する費用に、それぞれ次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率2を乗じ合計した額

建築物の種類	補助率 2	
	耐震改修工事	工事監理
要緊急安全確認大規模建築物	$0.115 + 31\alpha / 69$ (131/600 を上回る場合は 131/600)	$1 / 3 - \beta / 4$ (1 / 6 を下回る場合は 1 / 6)
要安全確認計画記載建築物	$\alpha / 10$ (1 / 15 を上回る場合は 1 / 15)	$\beta / 4$ (1 / 6 を上回る場合は 1 / 6)
多数利用建築物 重要道路沿道建築物	0	0

この表において、
 α は（前号による算出額のうち耐震改修工事分[※]） / （耐震改修工事に要する費用）、
 β は（前号による算出額のうち工事監理分[※]） / （工事監理に要する費用）を表す。
[※]の額は、前号による算出額が前号イにより決定する場合は、耐震改修工事に要する費用に前号ア(ア)の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 1 を乗じた額と工事監理に要する費用に 2 / 3 を乗じた額との比率により補助限度額を按分することで算出する。

イ 前号ア(イ)の表に応じて算出された耐震改修工事の事業費限度額及び工事監理に要する費用にそれぞれアの表（ α は（前号による算出額のうち耐震改修工事分） / （事業費限度額）と読み替える。）に掲げる建築物の種類に応じた補助率 2 を乗じ合計した額

(3) 賃借人が存する要安全確認計画記載建築物について、次のアからウまでに掲げる額のうち、低い額

- ア 耐震改修工事に要する費用に 1 / 15 を乗じた額
- イ 賃貸借契約に基づく 6 箇月分の賃料の合計に 2 / 3 を乗じた額
- ウ 補助限度額 180 万円

4 段階改修に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合計した額を限度とする（1,000 円未満は切り捨てるものとする。）。

(1) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 次の(ア)、(イ)に掲げる額のうち低い額及び工事監理に要する費用に 2 / 3 を乗じた額を合計した額

(ア) 段階改修の 1 回における耐震改修工事に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 1 を乗じた額

建築物の種類	補助率 1
要緊急安全確認大規模建築物 多数利用建築物	1 / 3
要安全確認計画記載建築物 重要道路沿道建築物	2 / 3

(イ) 次の表に掲げる建築物分類に応じて算出された事業費限度額に(ア)の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率 1 を乗じた額

建築物分類	事業費限度額(円)				左の額から段階改修の第1回における耐震改修工事に要する費用又は本表による事業費限度額の低い方を差し引いた額
	第1回		第2回		
	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	
木造建築物	1,350,000		2,700,000		
住宅	19,950×a		39,900×a		
マンション	25,850×a	43,200×a	51,700×a	86,400×a	
上記以外	28,500×a	46,650×a	57,000×a	93,300×a	

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m²)

イ 次の表に掲げる事業の回数及び補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額 (円)		
	第1回	第2回	
5,000 m ² 未満	10,000,000	20,000,000	左の額から段階改修の第1回で交付された補助額を差し引いた額
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	17,500,000	35,000,000	
10,000 m ² 以上	25,000,000	50,000,000	

(2) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 段階改修の1回における耐震改修工事に要する費用及び工事監理に要する費用に、それぞれ次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率2を乗じ合計した額

建築物の種類	補助率2	
	耐震改修工事	工事監理
要緊急安全確認大規模建築物	$0.115 + 31\alpha / 69$ (131/600を上回る場合は131/600)	$1 / 3 - \beta / 4$ (1/6を下回る場合は1/6)
要安全確認計画記載建築物	$\alpha / 10$ (1/15を上回る場合は1/15)	$\beta / 4$ (1/6を上回る場合は1/6)
多数利用建築物 重要道路沿道建築物	0	0

この表において、

α は(前号による算出額のうち耐震改修工事分[※]) / (耐震改修工事に要する費用)、

β は(前号による算出額のうち工事監理分[※]) / (工事監理に要する費用)を表す。

※の額は、前号による算出額が前号イにより決定する場合は、耐震改修工事に要する費用に前号ア(ア)の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率1を乗じた額と工事監理に要する費用に2/3を乗じた額との比率により補助限度額を按分することで算出する。

イ 前号ア(イ)の表に応じて算出された耐震改修工事の事業費限度額及び工事監理に要する費用にそれぞれアの表(α は(前号による算出額のうち耐震改修工事分) / (事業費限度額)と読み替える。)

に掲げる建築物の種類に応じた補助率2を乗じ合計した額

(3) 賃借人が存する要安全確認計画記載建築物について、次のアからウまでに掲げる額のうち、低い額

ア 耐震改修工事に要する費用に1/15を乗じた額

イ 賃貸借契約(第2回の場合は第1回と同一の契約を除く)に基づく6箇月分の賃料の合計に2/3を乗じた額

ウ 次の(ア)、(イ)に掲げる事業の回数に応じた補助限度額

(ア) 第1回 補助限度額 90万円

(イ) 第2回 補助限度額 180万円(左の額から第1回で交付された補助額を差し引いた額)

5 除却に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合計した額を限度とする（1,000円未満は切り捨てるものとする。）。

(1) 次のアからウまでに掲げる額のうち、最も低い額

ア 除却に要する費用に2/3を乗じた額

イ 次の表に掲げる建築物分類に応じた事業費限度額に2/3を乗じた額

建築物分類	事業費限度額（円）
木造建築物	2,700,000
住宅	39,900×a
マンション	51,700（又は56,900 [※] ）×a
上記以外	57,000（又は62,700 [※] ）×a
この表において、aは補助対象床面積を表す。（単位 m ² ）	
※の金額は構造耐震指標 I _s 値が0.3未満の建築物の場合を表す。	

ウ 次の表に掲げる補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額（円）
2,500 m ² 未満	20,000,000
2,500 m ² 以上	40,000,000

(2) 次のア、イに掲げる額のうち、低い額

ア 除却に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率2を乗じた額

建築物の種類	補助率2
要安全確認計画記載建築物	α/10 (1/15を上回る場合は1/15)
この表において、 αは（前号による算出額）/（除却に要する費用）を表す。	

イ 前号イの表に応じて算出された事業費限度額にアの表（αは（前号による算出額）/（事業費限度額）と読み替える。）に掲げる建築物の種類に応じた補助率2を乗じた額

(3) 賃借人が存する要安全確認計画記載建築物について、次のアからウまでに掲げる額のうち、低い額

ア 除却に要する費用に1/15を乗じた額

イ 賃貸借契約に基づく6箇月分の賃料の合計に2/3を乗じた額

ウ 補助限度額180万円

6 前各項の補助金の額を算出する場合の各事業に要する費用は、次の各号の費用を除いた額とする。

(1) 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）

(2) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構（以下「公共団体」という。）が所有する部分がある場合には、公共団体が負担する費用（当該費用を管理組合の修繕積立金等から支出する場合は、当該公共団体の修繕積立金等の根拠割合に応じて当該公共団体が負担する費用。）

(3) その他市長が算入することが適切でないと認める費用

7 第1項から第5項までの補助金の額の算出において、公共団体が所有する部分がある場合における、事業費限度額及び補助限度額は、第1項から第5項までの規定により算出された各事業費限度額及び補助限度額に次の按分割合を乗じた額とする。

按分割合 = （事業に要する費用－公共団体が負担する費用）/事業に要する費用

(事前相談)

第4条 次条第1項に規定する補助申請を行おうとする者は、申請の前に市長に事業の実施について相談をするように努める。

(補助金交付の申請)

第5条 申請者は、補助対象事業の契約前に、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 現状の建築物の外観写真

(2) 建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図

(3) 建築物の登記事項証明書(原則として申請を行う日から3箇月以内に発行されたもので、区分所有等により当該建築物に専有部分の家屋番号が複数ある場合は、その全ての登記事項証明書。次号の管理組合の総会の議決を得たことを証する書類を提出する場合は、複数ある家屋番号のうち1以上の登記事項証明書)

(4) 建築物の所有権を有する者が複数いる場合、申請を除く他の所有者全員が当該事業の申請に同意したことを証する書類又は所有権を有する全ての者が所属する管理組合の総会の議決を得たことを証する書類の写し

(5) 申請を行う事業に係る第24条の規定による入札又は見積書の徴収の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

(6) 前号の入札又は見積書を提出した事業者が補助対象事業を行うことができることを確認できる書類の写し

(7) 建築物の耐震診断の結果が確認できる書類(補助対象事業が耐震診断の場合を除く)

(8) 補助対象事業が耐震改修又は段階改修の場合は、次に掲げる書類

ア 次に掲げる書類のうち、いずれか1部

(ア) 当該改修工事に係る耐震改修設計の耐震判定委員会等による評価書の写し

(イ) 当該改修工事に係る法第17条第3項の規定に基づく認定を受けたことを確認できる書類の写し

(ウ) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証又は同法第86条の8第1項の規定に基づく認定を受けたことが確認できる書類の写し

イ 耐震改修の内容が確認できる書類

(9) 補助対象事業が耐震改修、段階改修又は除却、かつ、補助対象建築物に賃借人が存する要安全確認計画記載建築物の場合は、次に掲げる書類

ア 賃貸借契約書の写し(賃貸借部分が複数ある場合は、補助金額の算定に用いる賃貸借部分の契約書。ただし、賃貸借部分一箇所に対し賃貸借契約が複数ある場合は、当該部分の賃貸借契約書の写しは一つまでとする。)

イ 賃貸借部分が分かる図面等

(10) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類のうち、市長が提出の必要がないと認める書類については添付を要しない。

4 第1項に規定する申請を行った者は、次条第1項に規定する補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に係る事業者と契約の締結及び補助対象事業に着手してはならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、事業等の内容が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果により、事業等の内容が適当と認められないときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。

(全体設計承認の申請)

第7条 補助金の交付を受け、2箇年度以上にわたり事業等を実施しようとする申請者は、第5条に規定する申請を行う前に全体設計承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、当該事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第5条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については添付を要しない。

(全体設計承認)

第8条 市長は前条に規定する全体設計承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、全体設計の承認又は不承認を決定し、全体設計承認・不承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた補助対象事業に係る費用について、第5条第1項の規定により、申請を行う年度の出来高(当該年度の前年度以前に補助金の額の確定を受けている出来高を除く。)に応じて補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、事業を実施する初年度以降に申請をする場合は、当該年度の初日(年度の初日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日)に行わなければならない。

(事業の着手)

第9条 第6条第1項の規定による交付の決定を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助対象事業に着手するものとし、当該着手後速やかに着手届(第6号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第1項に規定する全体設計の承認の通知を受け、2箇年度以上にわたり事業等を行う場合は、前項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

(中間検査)

第10条 市長は、補助対象事業が耐震改修又は段階改修の場合において、必要と認める場合は第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の際に工程を指定し、中間検査を実施することができる。

2 申請者は、前項の規定による中間検査の指定を受けた場合においては、指定された工程の工事が完了する日の14日前までに現場検査日について市長と協議を行い、現場検査日までに工事監理(施工)状況報告書(第7号様式)に必要書類を添えて提出するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による中間検査の指定を受けた場合においては、市長が建築物の工事に使用

したコンクリート、鉄材その他材料の品質、強度等の品質証明書、材料試験の成績表又は施工写真等を求めた際は、これらの提出を行うものとする。

- 4 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた除却について、工事が適切に行われていることを確認するため、必要に応じて中間検査を実施することができる。
- 5 市長は、現場検査及び工事監理（施工）状況報告書等により設計図書どおりに工事が行われていることを確認できない場合には、申請者に対し報告等を求めることができる。

（完了検査）

第11条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた耐震改修及び段階改修について、工事が適切に完了されていることを確認するため、完了検査を行うものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による完了検査を受けるため、工事が完了する日の14日前までに現場検査日について市長と協議を行い、現場検査日までに工事監理（施工）状況報告書（第7号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による完了検査の際に、市長が建築物の工事に使用したコンクリート、鋼材その他材料の品質、強度等の品質証明書、材料試験の成績表及び施工写真等を求めた場合には提出を行うものとする。
- 4 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた除却について、工事が適切に完了されていることを確認するため、必要に応じて完了検査を行うものとする。
- 5 市長は、現場検査及び工事監理（施工）状況報告書等により、工事が適切に完了されていないと認められた場合には、申請者に対し報告等を求めることができる。

（補助金交付決定の変更）

第12条 申請者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業等について、補助金の額が増額となる場合又は申請者が変更となる場合は、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに次の各号に掲げる書類を添えて、事業内容変更申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条の交付の申請の際に提出した書類のうち、変更となった書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第1項に規定する変更以外の軽微な変更により事業等の内容が変更となるときは、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに事業内容変更報告書（第10号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、事業の完了期日の変更に関しては、延長期間が1箇月を超えない場合は報告を要しない。

（全体設計承認の変更）

第13条 申請者は、第8条第1項の規定による全体設計の承認を受けた事業等（第6条第1項による補助金の交付の決定を受けたものを除く。）について、補助金の予定額又は申請者が変更となる場合は、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに次の各号に掲げる書類を添えて、事業内容変更申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 第7条の全体設計の申請の際に提出した書類のうち変更となった書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは全体設計の変更を承認し、全体設計変更承認通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第1項に規定する変更以外の軽微な変更により事業等の内容が変更となるときは、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに事業内容変更報告書（第10号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第6条第1項による補助金の交付の決定を受けたものを除く。

(事業の取下げ)

第14条 申請者は、第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業等について、申請を取り下げようとするときは交付決定事業取下申請書（第12号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消し、その旨を補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第8条第1項の規定による全体設計の承認を受けた事業について、第5条第1項の規定による補助金の交付の申請の前に当該事業の申請を取り下げようとするときは、速やかに全体設計承認事業取下届（第14号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の遂行)

第15条 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件、その他市長の指示に従って事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第16条 市長は、補助金の執行に関し、補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件に従って、事業等を適正に遂行しているかを確認する必要があると認めるときは、当該事業等の遂行の状況に関し、事業実施者から報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告書を求められた場合、事業実施者はその内容について市長に報告しなければならない。

(事業の遂行の指示)

第17条 市長は、前条第2項の規定による報告により、事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、事業実施者が前項の規定による指示に従わないときは、申請者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第18条 申請者は、第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業等が完了した日から30日以内又は当該事業等が完了した日が属する年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、完了実績報告

書（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業等の実施内容が確認できる書類
- (2) 事業費に係る耐震診断資格者、工事監理者又は施工者からの領収書の写し、又は事業費に係る支出を証する書類。ただし、完了実績報告書の提出日において支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 19 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 16 号様式）により申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 20 条 市長は、第 18 条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、これに適合させるための措置を取るべきことを申請者に指示するものとする。

(補助金の請求)

第 21 条 申請者は、第 19 条に掲げる通知があったときは、速やかに補助金交付請求書（第 17 号様式）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金交付決定又は全体設計承認の取消し)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金交付決定取消通知書により取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に対し違反をし、かつ、これらの是正のための市長の指示等に応じないとき
- (4) 第 18 条第 1 項の規定による期日以内に実績報告書を提出しないとき
- (5) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、全体設計の承認を全体設計承認取消通知書（第 18 号様式）により取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により申請者となったとき
- (2) 虚偽その他不正の行為により全体設計の承認を受けたとき
- (3) 全体設計の承認の内容及びこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための市長の指示等に応じないとき
- (4) 第 10 条又は第 11 条に規定する中間検査又は完了検査の結果、事業等が適切に行われていないと認

めたとき

- (5) 前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消したとき
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

3 前2項の規定は、第19条の規定による補助金の額の確定があった事業等についても適用する。

(補助金の返還)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する補助金について、補助金返還命令書（第19号様式）により期限を定めてその返還を申請者に命ずることができる。

- (1) 第14条第2項又は前条第1項による補助金の交付の決定の取消しを受けた補助金のうち、既に支払いがなされたもの
- (2) 第25条第1項の規定による報告に係る消費税額について消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税の控除（以下「消費税額控除」という。）を受けること又は受けたことが発覚した場合における、当該消費税額相当分の補助金の全部又は一部

2 市長は、国庫補助金の交付を受けて交付した補助金が前項の規定により返還された場合、速やかに当該国庫補助金を国に返還するための措置を講じるものとする。

(入札又は見積書の徴収)

第24条 補助対象事業に係る入札又は見積書の徴収は次の各号のとおり行わなければならない。

- (1) 当該事業等に係る費用（補助の対象とならない費用を含む1者あたりの支払い金額）が100万円以上と見込まれた場合、入札又は見積書の徴収は、市内事業者により行わなければならない。
- (2) 当該事業等に係る費用（補助の対象とならない費用を含む1者あたりの支払い金額）が100万円以上と見込まれた場合、入札は3者以上で実施し、見積書は3者以上から徴収しなければならない。なお、当該事業に関し所有者が契約を行う事業者については、入札又は見積書の内、最低の価格をもって提出した者とする。

(3) 令和8年3月31日までに第6条の規定による補助金交付決定通知書による通知又は第8条の規定による全体設計承認通知書（第5号様式）による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物の場合は、補助対象事業のうち耐震改修設計、耐震改修及び段階改修について第1号の規定を適用しない。

(4) 令和8年3月31日までに第6条の規定による補助金交付決定通知書（第2号様式）による通知又は第8条の規定による全体設計承認通知書（第5号様式）による通知を受ける場合で、かつ、補助対象建築物が多数利用建築物又は重要道路沿道建築物の場合は、次のアからウのいずれかに該当する事業者を、第1号の規定において市内事業者とみなすことができる。

ア 補助対象事業が耐震改修設計の場合、当該建築物の耐震診断の実施事業者

イ 補助対象事業が耐震改修又は段階改修における工事監理の場合、当該建築物の耐震改修設計の実施事業者

ウ その者が補助対象事業を実施することが特に合理的であると市長が認める事業者

(消費税の特例)

第25条 申請者が、補助対象事業費のうち申請者及び補助金の交付の申請に係る建築物の所有者の負担する費用に係る消費税額の全部または一部について消費税額控除を受けていないことを消費税仕入額

控除確認書（第 20 号様式）により報告した場合は、第 3 条第 6 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

- 申請者は、前項の規定により第 3 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受けないで第 21 条の規定による補助金の請求を行った場合、国税庁が定める確定申告の申告期限後すみやかに市長に消費税仕入税額控除報告書（第 21 号様式）を提出し、消費税額控除に係る確定申告の内容を報告しなければならない。
- 申請者は、第 1 項の規定による報告に係る消費税額について消費税額控除を受けること又は受けたことが発覚した場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第 26 条 申請者は、事業等に係る経理を明らかにした帳簿を作成し、当該事業等が完了した日から 10 年間保存しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第 27 条 申請者は、補助金の交付を受ける権利及び全体設計承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 28 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合には、市長が別に定めるものとする。

- 要安全確認計画記載建築物に該当する場合において、耐震判定委員会等の耐震診断の結果の妥当性についての評価を取得する費用等により、申請者に多大な自己負担が生じる可能性があるため、平成 25 年国土交通省告示第 1060 号中「市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額」として、補助対象床面積に応じて算出した第 3 条第 1 項で定める補助金の額から次表の金額を引いて得た額を規定する。

補助対象床面積：a(m ²)	建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用(円)
$a < 1,000$	$3,570 \times a$
$1,000 \leq a$	$2,550,000 + 1,020 \times a$

附則（平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の廃止）

第 2 条 横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領（平成 25 年 11 月 25 日建建企第 2235 号）は、この要領の施行を以て廃止する。

（横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の廃止）

第 3 条 横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領（平成 18 年 3 月 8 日まち建指第 10497 号）は、この要領の施行を以て廃止する。

(経過措置)

第4条 この要領の施行前に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領又は横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の規定によって実施した事業等その他の行為であつて、この要領に相当の規定があるものは、この要領の施行を以て当該規定によってしたものとみなす。

2 この要領の施行前に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領又は横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の規定によって補助金の額の確定の通知を受けた申請者が、この要領の施行までに補助金の請求を行っていない場合には、前項の規定にかかわらず従前の要領の規定によって補助金の請求を行うものとする。

附則（平成31年4月1日 建建防第5317号）

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行前に改正前の横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領の規定によって補助金の額の確定の通知を受けた申請者が、この要領の施行までに補助金の請求を行っていない場合には、従前の例により補助金の請求を行うものとする。

附則（令和元年10月1日 建建防第2145号）

(施行期日)

第1条 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行までに、本要領第5条第1項の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた申請者は、従前の要領に基づく様式を用いることができる。

附則（令和2年4月1日 建建防第4519号）

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の施行日の前日までに施行されていたこの要領第5条第1項の規定による補助金交付決定通知書の交付又は第7条第1項の規定による全体設計承認通知書の交付を受けた申請者が、前条の施行日以後のこの要領（この条において以下「改正後要領」という。）第4条第1項の規定による補助金交付申請書の提出又は第11条第1項の規定による事業内容変更申請書の提出を行う場合は、改正後要領第3条の規定は適用せず、当該決定通知書の交付を受けたときに施行されていたこの要領（この条において以下「改正前要領」という。）第3条の規定を適用する。

2 前項の規定により改正前要領第3条の規定の適用を受けて次の各号に掲げる書類の提出を行う場合は、改正後要領第4条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いることとする。

- (1) 改正後要領第4条第1項の規定による補助金交付申請書 改正前要領第1号様式
- (2) 改正後要領第11条第1項の規定による事業内容変更申請書 改正前要領第10号様式

附則（令和3年1月4日 建建防第3452号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和3年3月31日までに、第4条第1項に規定する補助金交付申請書又は第6条第1項の規定による全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第23条の規定については、なお従前の例による。

附則（令和3年4月1日 建建防第4769号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条の施行日の前日までに施行されていたこの要領第7条第1項の規定による全体設計承認通知書の交付を受けた申請者が、前条の施行日以後のこの要領（この条及び次条において「改正後要領」という。）第4条第1項の規定による補助金交付申請書の提出又は第11条第1項の規定による事業内容変更申請書の提出を行う場合は、改正後要領第3条の規定は適用せず、当該決定通知書の交付を受けた当時に施行されていたこの要領（この条及び次条において「改正前要領」という。）第3条の規定を適用する。

2 前項の規定により改正前要領第3条の規定の適用を受けて次の各号に掲げる書類の提出を行う場合は、改正後要領第4条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いることとする。

- (1) 改正後要領第4条第1項の規定による補助金交付申請書 改正前要領第1号様式
- (2) 改正後要領第11条第1項の規定による事業内容変更申請書 改正前要領第10号様式

第3条 第1条の施行日の前日までに改正前要領第18条の規定による補助金額確定通知書の交付を受けた申請者が改正後要領第24条第2項の規定による消費税仕入税額控除報告書の提出を行う場合は、改正前要領第23号様式を用いることができる。

附則（令和4年4月1日 建建防第4593号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の施行日の前日までに改正前要領第18条の規定による補助金額確定通知書の交付を受けた申請者が改正後要領第24条第2項の規定による消費税仕入税額控除報告書の提出を行う場合は、改正前要領第23号様式を用いることができる。

2 第1条の施行日の前日までに改正前要領第18条の規定による補助金額確定通知書の交付を受けた申

請者が改正後要領第 20 条の規定による請求を行う場合は、改正前要領第 19 号様式を用いることができる。

附則（令和 5 年 4 月 1 日 建建防第 3943 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 1 条の施行日の前日までに改正前要領第 18 条の規定による補助金額確定通知書の交付を受けた申請者が改正後要領第 25 条第 2 項の規定による消費税仕入税額控除報告書の提出を行う場合は、改正前要領第 23 号様式を用いることができる。

2 第 1 条の施行日の前日までに改正前要領第 18 条の規定による補助金額確定通知書の交付を受けた申請者が改正後要領第 21 条の規定による請求を行う場合は、改正前要領第 17 号様式を用いることができる。

附則（令和 7 年 4 月 1 日 建建防第 4174 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

書 類	様 式
補助金交付申請書	第 1 号様式
補助金交付決定通知書	第 2 号様式
補助金不交付決定通知書	第 3 号様式
全体設計承認申請書	第 4 号様式
全体設計承認・不承認通知書	第 5 号様式
着手届	第 6 号様式
工事監理（施工）状況報告書	第 7 号様式
事業内容変更申請書	第 8 号様式
補助金交付変更決定通知書	第 9 号様式
事業内容変更報告書	第 10 号様式
全体設計変更承認通知書	第 11 号様式
交付決定事業取下申請書	第 12 号様式
補助金交付決定取消通知書	第 13 号様式
全体設計承認事業取下届	第 14 号様式
完了実績報告書	第 15 号様式
補助金額確定通知書	第 16 号様式
補助金交付請求書	第 17 号様式
全体設計承認取消通知書	第 18 号様式
補助金返還命令書	第 19 号様式
消費税仕入税額控除確認書	第 20 号様式
消費税仕入税額控除報告書	第 21 号様式

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 補助金交付申請書

横浜市 長

申請者 氏

住所

氏名

電話

年度横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。申請にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市特定建築物等耐震改修等事業制度要綱及び要領が適用されることに同意します。

1 建築物名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
耐震改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

第1号様式の2（第5条第1項）

3 補助対象建築物の概要

建築物の名称								
所在地（地番表示）		区						
延べ面積		m ²	補助対象床面積			m ²		
建築面積		m ²	階数		地上	階	地下	階
構造種別		RC ・ SRC ・ S ・ W 造						
用途								
建築確認 履歴	当初	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
	最終	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
該当する建築物の種類 (該当する項目に○)		A. 要緊急安全確認大規模建築物						
		B. 要安全確認計画記載建築物						
		C. 多数利用建築物						
		D. 重要道路沿道建築物						
当該敷地が接する 前面道路の路線名		(上の建築物の種類が B・D の場合に記入)						

4 完了予定日及び交付申請額

完了予定日	年 月 日
交付申請額（補助対象事業費）	円 (円)
交付申請額の算出方法及び経費	様式1別紙1～別紙5のうち、該当する事業の様式のとおり
消費税の取扱い	<u>消費税を補助対象事業費に</u> 含む ・ 含まない ※含む場合は第20号様式を提出

5 契約締結予定者

第1号様式の3（第5条第2項）

6 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。
 （該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類		耐震 診断	耐震 改修 設計	耐震 改修	段階 改修	除却	申請者 記入欄	横浜市 確認欄	
1	現状の建築物の外観写真（数枚程度）	○	○	○	○	○			
2	事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/			
3	案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○			
4	建築物の所有権を証する書面 （申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○			
5	申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての 者が当該事業に申請することに同意を得たことを 証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○			
6	申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる 書類の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	○			
7	耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する 耐震診断資格者であることが判断できるもの。（耐 震診断、耐震改修設計及び改修に係る工事監理は3 者以上（注）とする。ただし、改修の基となる設計 については1者とする。）	○	○	○	○	/			
8	耐震診断の結果が確認できる書類の写し （耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○			
9	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所 登録通知書の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	/			
10	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項 に規定する建設業許可証の写し（3者以上（注））	/	/	○	○	○			
11	市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類 又は法人登記簿の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	○			
12	当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員 会等による評価書、当該耐震改修に係る認定通知 書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/			
13	当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/			
14	賃貸借契約書の写し及び賃貸借部分分かるもの （賃借人が存する要安全確認計画記載建築物のみ）	/	/	○	○	○			
15	消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税 を補助対象とする場合							
16	その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合							
確認事項								横浜市 確認欄	
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当									
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当									

（注）当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

(耐震診断)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法	金額	
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税込み)	円	
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)	円	
	(イ) 通常の耐震診断に要する費用 (注1)	円	
	(注3)	補助対象床面積	m ²
			.00 m ² ×3,670円
			.00 m ² ×1,570円
	(ウ) 面積限度額 (合計)	円	
	(エ) ⇒ (イ)、(ウ) の低い金額	円	
	(オ) 通常の耐震診断に要する費用以外の費用 (注1)	円	
	(カ) ⇒ (オ) と1,570,000円の低い金額	円	
(キ) ⇒ (エ)、(カ) の合計金額	円		
交付申請額①			
(建築物の種類がA又はBの場合)	(ク) 補助基本額×5/6	円	
	(ケ) 補助基本額×2/3	円	
(建築物の種類がC又はDの場合)	(コ) 限度額	3,600,000 円	
	(サ) ⇒ (ケ)、(コ) の低い金額	円	

算出方法②：建築物の種類が、Bの場合のみ該当 (A、C、Dは、対象外)

項目	算定方法	金額
補助対象事業費	(シ) ⇒ (ア)、(キ) の低い金額	円
補助率 (注4)	(ス) 係数α ⇒ (ク) / (シ)	
	(セ) α / 4	
	(ソ) 1 / 6	0.1667
	(タ) ⇒ (セ)、(ソ) の小さい数値	
交付申請額②	(チ) ⇒ (シ) × (タ) (注5)	円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(ツ) ⇒ (ク) 又は (サ) + (チ) (注6)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 面積限度額は、面積1,000m²以内の部分は3,670円/m²以内、面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1,570円/m²以内、面積2,000m²を超える部分は1,050円/m²以内とすること。

(例) 補助対象床面積2,500m²の場合

$$1,000\text{m}^2 \times 3,670\text{円} = 3,670,000\text{円}$$

$$1,000\text{m}^2 \times 1,570\text{円} = 1,570,000\text{円}$$

$$500\text{m}^2 \times 1,050\text{円} = 525,000\text{円} \quad \text{合計} 5,765,000\text{円}$$

(注4) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注5) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注6) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位：円)

	年度	年度	年度	合 計
全体事業費 (税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(耐震改修設計 A, C)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法	金額
全体事業費	事業者の全体見積金額(税込み)	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費(注1)(注2)	円
交付申請額の限度の算定	(イ) 補助基本額×2/3	円
	(ウ) 限度額(注3)	円
交付申請額①	(エ) ⇒ (イ)、(ウ)の低い金額	円

算出方法②：建築物の種類が、Aの場合のみ該当(Cは、対象外)

項目	算定方法	金額
補助率 (注4)	(オ) 係数 α ⇒ (エ) / (ア)	
	(カ) $1/3 - \alpha/4$	
	(キ) $1/6$	0.1667
	(ク) ⇒ (カ)、(キ)の大きい数値	
交付申請額②	(ケ) ⇒ (ア) × (ク) (注5)	円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(コ) ⇒ (エ) + (ケ) (注6)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 限度額は、木造建築物の場合は20万円、それ以外は360万円を記載すること。

(注4) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注5) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注6) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位：円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費(税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(耐震改修設計 B, D)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法	金額
全体事業費	事業者の全体見積金額(税込み)	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費(注1)(注2)	円
交付申請額の限度の算定	(イ) 補助基本額×2/3	円
	(ウ) 限度額(注3)	円
交付申請額①	(エ) ⇒ (イ)、(ウ)の低い金額	円

算出方法②：建築物の種類が、Bの場合のみ該当(Dは、対象外)

項目	算定方法	金額
補助率 (注4)	(オ) 係数 α ⇒ (エ) / (ア)	
	(カ) $\alpha / 4$	
	(キ) 1/6	0.1667
	(ク) ⇒ (カ)、(キ)の小さい数値	
交付申請額②	(ケ) ⇒ (ア) × (ク) (注5)	円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(コ) ⇒ (エ) + (ケ) (注6)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 限度額は、木造建築物の場合は20万円、それ以外は360万円を記載すること。

(注4) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注5) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注6) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位：円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費(税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(耐震改修 A, C)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法		金額	
			耐震改修工事	工事監理
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税込み)		円	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)		円	円
	限事業費	補助対象床面積	m ²	
		事業費限度額 (注3)		
	(イ) 合計		円	
(ウ) ⇒ (ア)、(イ)の低い金額		円	円	
交付申請額の限度の算定	(エ) 耐震改修工事、工事監理の算定		(ウ) × 1/3	(ウ) × 2/3
	(オ) ⇒ (エ) 欄の合計		円	円
	(カ) 補助限度額 (注4)			円
交付申請額①	(キ) ⇒ (オ)、(カ)の低い金額			円
	(ク) 内訳		円	円

算出方法②：建築物の種類が、Aの場合のみ該当 (Cは、対象外)

項目	算定方法		金額	
			耐震改修工事	工事監理
補助事業費	限事業費	補助対象床面積	m ²	
		事業費限度額 (注3)		
	(ケ) 合計		円	
(コ) ⇒ (ア)、(ケ)の低い金額		円	円	
補助率 (注5)	(サ) 係数 (α, β) ⇒ (ク) / (コ)		α	β
	(シ) 耐震改修工事 0.115+31α/69 工事監理 1/3-β/4			
	(ス) 耐震改修工事 131/600 工事監理 1/6		0.2183	0.1667
	(セ) ⇒ (シ) と (ス) の比較		小さい数値	大きい数値
交付申請額②	(ソ) ⇒ (コ) × (セ) (注6)		円	円
	(タ) ⇒ (ソ) の合計			円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(チ) ⇒ (キ) + (タ) (注7)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)	
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合
木造建築物	2,700,000	
住宅	39,900×a	
マンション	51,700 (又は56,900 [※]) ×a	86,400×a
上記以外	57,000 (又は62,700 [※]) ×a	93,300×a
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m ²) ※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。		

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額
5,000m ² 未満	20,000,000円
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	35,000,000円
10,000m ² 以上	50,000,000円

(注5) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注6) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注7) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位：円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費 (税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(耐震改修 B, D)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法		金額	
			耐震改修工事	工事監理
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税込み)		円	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)		円	円
	限事業 度業 額費	補助対象床面積	m ²	
		事業費限度額 (注3)		
		(イ) 合計	円	
(ウ) ⇒ (ア)、(イ)の低い金額		円	円	
交付申請額の 限度の算定	(エ) 工事監理、耐震改修工事の算定		(ウ) × 2/3 円	(ウ) × 2/3 円
	(オ) ⇒ (エ)欄の合計			円
	(カ) 補助限度額 (注4)			円
交付申請額①	(キ) ⇒ (オ)、(カ)の低い金額			円
	(ク) 割合		円	円

算出方法②：建築物の種類が、B の場合のみ該当 (D は、対象外)

項目	算定方法		金額	
			耐震改修工事	工事監理
補助事業費	限事業 度業 額費	補助対象床面積	m ²	
		事業費限度額 (注3)		
		(ケ) 合計	円	
(コ) ⇒ (ア)、(ケ)の低い金額		円	円	
補助率 (注5)	(サ) 係数 (α, β) ⇒ (ク) / (コ)		α	β
	(シ) 耐震改修工事 α/10 工事監理 β/4			
	(ス) 耐震改修工事 1/15 工事監理 1/6		0.0667	0.1667
	(セ) ⇒ (シ), (ス)の小さい数値			
交付申請額②	(ソ) ⇒ (コ) × (セ) (注6)		円	円
	(タ) ⇒ (ソ)の合計			円

算出方法③：建築物の種類が、B かつ賃借人が存する場合のみ該当 (D は、対象外)

項目	算定方法	金額
補助対象費	(チ) 6箇月分の賃料の合計 (注1)	円
	(ツ) ⇒ (チ) × 2/3	円
交付申請額の 限度の算定	(テ) 耐震改修工事に要する費用 ⇒ (ア)	円
	(ト) ⇒ (テ) × 1/15	円
	(ナ) 補助限度額	1,800,000 円
交付申請額③	(ニ) ⇒ (ツ), (ト), (ナ)の低い金額	円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(ヌ) ⇒ (キ) + (タ) + (ニ) (注7)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)	
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合
木造建築物	2,700,000	
住宅	39,900×a	
マンション	51,700 (又は56,900 [※]) ×a	86,400×a
上記以外	57,000 (又は62,700 [※]) ×a	93,300×a
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m ²) ※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。		

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額
5,000m ² 未満	20,000,000円
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	35,000,000円
10,000m ² 以上	50,000,000円

(注5) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注6) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注7) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 賃貸借契約に基づく賃料の合計 (※算出方法③に該当する場合記入)

契約の対象となる区画	1箇月分の賃料	区画数	小計
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
合計		区画	円
6箇月分の賃料の合計			円

3 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費(税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(段階改修 A, C)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

段階改修 第 回

算出方法①

項目	算定方法	金額		
		耐震改修工事	工事監理	
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税込み)	円	円	
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)	円	円	
	事業費限度額	補助対象床面積	m ²	
		第1回の場合		
		事業費限度額 (注3)		
		(イ) 合計	円	
		第2回の場合		
		(い) 単価×延べ面積 (注3)	円	
(ろ) 第1回の改修費又は(イ)の低い額	円			
(イ') ⇒ (い) - (ろ)	円			
(ウ) ⇒ 第1回の場合 (ア)、(イ)の低い金額 第2回の場合 (ア)、(イ')の低い金額	円	円		
交付申請額の 限度の算定	(エ) 耐震改修工事、工事監理の算定	(ウ) × 1/3 円	(ウ) × 2/3 円	
	(オ) ⇒ (エ) 欄の合計		円	
	第2回の場合 (ろ) 第1回で交付された補助額		円	
	(カ) 補助限度額 (注4)		円	
交付申請額①	(キ) ⇒ (オ)、(カ)の低い金額		円	
	(ク) 内訳	円	円	

算出方法②：建築物の種類が、Aの場合のみ該当 (Cは、対象外)

項目	算定方法	金額	
		耐震改修工事	工事監理
補助事業費	補助対象床面積	m ²	
	第1回の場合		
	事業費限度額 (注3)		
	(ケ) 合計	円	
	第2回の場合		
	(は) 単価×延べ面積 (注3)	円	
	(に) 第1回の改修費又は(ウ)の低い額	円	
(ケ') ⇒ (は) - (に)	円		
(コ) ⇒ 第1回の場合 (ア)、(ケ)の低い金額 第2回の場合 (ア)、(ケ')の低い金額	円	円	

補助率 (注5)	(サ) 係数 (α, β) \Rightarrow (ク) / (コ)	α	β
	(シ) 耐震改修工事 $0.115+31\alpha/69$ 工事監理 $1/3-\beta/4$		
	(ス) 耐震改修工事 $131/600$ 工事監理 $1/6$	0.2183	0.1667
	(セ) \Rightarrow (シ), (ス) の比較	小さい数値	大きい数値
交付申請額②	(ソ) \Rightarrow (コ) \times (セ) (注6)	円	円
	(タ) \Rightarrow (ソ) の合計		円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(チ) \Rightarrow (キ) + (タ) (注7)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)				左の額から段階改修の第1回における耐震改修工事に要する費用又は本表による事業費限度額の低い方を差し引いた額
	第1回		第2回		
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合	
木造建築物	1,350,000		2,700,000		
住宅	$19,950 \times a$		$39,900 \times a$		
マンション	$25,850 \times a$	$43,200 \times a$	$51,700 \times a$	$86,400 \times a$	
上記以外	$28,500 \times a$	$46,650 \times a$	$57,000 \times a$	$93,300 \times a$	

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m²)

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額(円)		左の額から段階改修の第1回で交付された補助額を差し引いた額
	第1回	第2回	
5,000m ² 未満	10,000,000	20,000,000	
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	17,500,000	35,000,000	
10,000m ² 以上	25,000,000	50,000,000	

(注5) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注6) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注7) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位：円)

	年度	年度	年度	合 計
全体事業費 (税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(段階改修 B, D)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

段階改修 第 回

算出方法①

項目	算定方法	金額		
		耐震改修工事	工事監理	
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税込み)	円	円	
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)	円	円	
	事業費限度額	補助対象床面積	m ²	
		第1回の場合		
		事業費限度額 (注3)		
		(イ) 合計	円	
		第2回の場合		
		(い) 単価×延べ面積 (注3)	円	
	(ろ) 第1回の改修費又は(イ)の低い額	円		
	(イ') ⇒ (い) - (ろ)	円		
	(ウ) ⇒ 第1回の場合 (ア)、(イ)の低い金額 第2回の場合 (ア)、(イ')の低い金額	円	円	
交付申請額の 限度の算定	(エ) 耐震改修工事、工事監理の算定	(ウ) × 2/3 円	(ウ) × 2/3 円	
	(オ) ⇒ (エ) 欄の合計		円	
	第2回の場合 (ろ) 第1回で交付された補助額		円	
	(カ) 補助限度額 (注4)		円	
交付申請額①	(キ) ⇒ (オ)、(カ)の低い金額		円	
	(ク) 内訳	円	円	

算出方法②：建築物の種類が、Bの場合のみ該当 (Dは、対象外)

項目	算定方法	金額		
		耐震改修工事	工事監理	
補助事業費	補助対象床面積	m ²		
	事業費限度額	第1回の場合		
		事業費限度額 (注3)		
		(ケ) 合計	円	
		第2回の場合		
		(は) 単価×延べ面積 (注3)	円	
		(に) 第1回の改修費又は(ウ)の低い額	円	
	(ケ') ⇒ (は) - (に)	円		
	(コ) ⇒ 第1回の場合 (ア)、(ケ)の低い金額 第2回の場合 (ア)、(ケ')の低い金額	円	円	

補助率 (注5)	(サ) 係数 (α, β) \Rightarrow (ク) / (コ)	α	β
	(シ) 耐震改修工事 $\alpha/10$ 工事監理 $1/3 - \beta/4$		
	(ス) 耐震改修工事 $1/15$ 工事監理 $1/6$	0.0667	0.1667
	(セ) \Rightarrow (シ), (ス) の小さい数値		
交付申請額②	(ソ) \Rightarrow (コ) \times (セ) (注6)	円	円
	(タ) \Rightarrow (ソ) の合計		円

算出方法③：建築物の種類が、B かつ賃借人が存する場合のみ該当 (D は、対象外)

項目	算定方法	金額
補助対象費	(チ) 6箇月分の賃料の合計 (注1)	円
	(ツ) \Rightarrow (チ) $\times 2/3$	円
交付申請額の 限度の算定	(テ) 耐震改修工事に要する費用 \Rightarrow (ア)	円
	(ト) \Rightarrow (テ) $\times 1/15$	円
	第2回の場合 (ほ) 第1回で交付された補助額	円
	(ナ) 補助限度額 (注7)	円
交付申請額③	(ニ) \Rightarrow (ツ), (ト), (ナ) の低い金額	円

交付申請額

項目	算定方法	金額
交付申請額	(ヌ) \Rightarrow (キ) + (タ) + (ニ) (注8)	円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)				左の額から段階改修の第1回における耐震改修工事に要する費用又は本表による事業費限度額の低い方を差し引いた額
	第1回		第2回		
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合	
木造建築物	1,350,000		2,700,000		
住宅	$19,950 \times a$		$39,900 \times a$		
マンション	$25,850 \times a$	$43,200 \times a$	$51,700 \times a$	$86,400 \times a$	
上記以外	$28,500 \times a$	$46,650 \times a$	$57,000 \times a$	$93,300 \times a$	

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m²)

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額 (円)		左の額から段階改修の第1回で交付された補助額を差し引いた額
	第1回	第2回	
5,000m ² 未満	10,000,000	20,000,000	
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	17,500,000	35,000,000	
10,000m ² 以上	25,000,000	50,000,000	

(注5) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注6) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注7) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助限度額 (円)		
第1回	第2回	
900,000	1,800,000	左の額から段階改修の第1回で 交付された補助額を差し引いた額

(注8) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 賃貸借契約に基づく賃料の合計 (※算出方法③に該当する場合記入)

契約の対象となる区画	1箇月分の賃料	区画数	小計
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
合計		区画	円
6箇月分の賃料の合計			円

3 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費 (税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(除却)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

算出方法①

項目	算定方法		金額
全体事業費	事業者の全体見積金額 (税抜き)		円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1) (注2)		円
	限事業費	補助対象床面積	m ²
		事業費限度額 (注3)	
		(イ) 合計	円
	(ウ) ⇒ (ア)、(イ)の低い金額		円
交付申請額の限度の算定	(エ) ⇒ (ウ) × 2/3		円
	(オ) 限度額 (注4)		円
交付申請額①	(カ) ⇒ (エ)、(オ)の低い金額		円

算出方法②

項目	算定方法		金額
補助事業費	限事業費	補助対象床面積	m ²
		事業費限度額 (注3)	
		(キ) 合計	円
	(ク) ⇒ (ア)、(キ)の低い金額		円
補助率 (注5)	(ケ) 係数 α ⇒ (カ) / (ク)		
	(コ) α / 10		
	(サ) 1/15		0.0667
	(シ) ⇒ (コ)、(サ)の小さい数値		
交付申請額②	(ス) ⇒ (ク) × (シ) (注6)		円

算出方法③：賃借人が存する場合のみ該当

項目	算定方法		金額
補助対象費	(セ) 6箇月分の賃料の合計		円
	(ソ) ⇒ (セ) × 2/3		円
交付申請額の限度の算定	(タ) 除却に要する費用 ⇒ (ア)		円
	(チ) ⇒ (タ) × 1/15		円
	(ツ) 補助限度額		1,800,000 円
交付申請額③	(テ) ⇒ (ソ)、(チ)、(ツ)の低い金額		円

交付申請額

項目	算定方法		金額
交付申請額	(ト) ⇒ (カ) + (ス) + (テ) (注7)		円

(注1) 金額は税抜きで記載すること。(消費税を補助対象とする場合を除く。)

(注2) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注3) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)
木造建築物	2,700,000
住宅	39,900 × a
マンション	51,700 (又は 56,900 ※) × a
上記以外	57,000 (又は 62,700 ※) × a
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m ²)	
※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の場合を表す。	

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額 (単位 円)
2,500m ² 未満	20,000,000
2,500m ² 以上	40,000,000

(注5) 各値を比較するため、小数点第5位を四捨五入すること。

(注6) 交付申請額②の算出に適用する補助率は、四捨五入等をしないこと。

(注7) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 賃貸借契約に基づく賃料の合計 (※算出方法③に該当する場合記入)

契約の対象となる区画	1 箇月分の賃料	区画数	小計
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
	円	区画	円
合計		区画	円
6 箇月分の賃料の合計			円

3 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費 (税込み)				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました横浜市特定建築物耐震改修等補助事業の補助金について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第6条第1項の規定により、次のとおり交付が決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付決定の内容

- (1) 建築物の名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 事業内容
- (4) この事業の対象となる建築物の概要は交付申請書記載のとおりとします。

3 事業の完了期日 年 月 日

4 交付条件

- (1) 申請者は、事業等の内容を変更するときは、速やかに変更内容を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 申請者は、事業等を取り下げようとするときは、速やかに交付決定事業取下げ申請書を市長に提出しなければならない。
- (3) 申請者は、補助金交付決定通知に付された期日までに事業等が完了しないと予想される場合には、速やかに事業内容変更報告書等により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 申請者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業等の完了した日から10年間保存しなければならない。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました横浜市特定建築物耐震改修等補助事業の補助金について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第6条第2項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

1 不交付決定の内容

- (1) 建築物の名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 事業内容

2 不交付決定の理由

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

全体設計承認申請書

横浜市長

申請者 千

住所

氏名

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領（以下「要領」という。）第7条第1項の規定に基づき、全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。申請にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市特定建築物等耐震改修等事業制度要綱及び要領が適用されることに同意します。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
耐震改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

3 建築物及び敷地に関する事項等

別紙1のとおり

4 事業全体の資金計画

別紙2のとおり

5 事業工程

別紙3のとおり

第4号様式の2（第7条第2項）

6 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。

（該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類		耐震 診断	耐震 改修 設計	耐震 改修	段階 改修	除却	申請者 記入欄	横浜市 確認欄	
1	現状の建築物の外観写真（数枚程度）	○	○	○	○	○			
2	事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/			
3	案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○			
4	建築物の所有権を証する書面 （申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○			
5	申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての 者が当該事業に申請することに同意を得たことを 証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○			
6	申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる 書類の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	○			
7	耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する 耐震診断資格者であることが判断できるもの。（耐 震診断、耐震改修設計及び改修に係る工事監理は3 者以上（注）とする。ただし、改修の基となる設計 については1者とする。）	○	○	○	○	/			
8	耐震診断の結果が確認できる書類の写し （耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○			
9	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所 登録通知書の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	/			
10	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項 に規定する建設業許可証の写し（3者以上（注））	/	/	○	○	○			
11	市内事業者の本市有資格者名簿、法人番号印刷書類 又は法人登記簿の写し（3者以上（注））	○	○	○	○	○			
12	当該耐震改修に係る耐震改修設計の耐震判定委員 会等による評価書、当該耐震改修に係る認定通知 書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/			
13	当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/			
14	賃貸借契約書の写し及び賃貸借部分分かるもの （賃借人が存する要安全確認計画記載建築物のみ）	/	/	○	○	○			
15	消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税 を補助対象とする場合							
16	その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合							
確認事項								横浜市 確認欄	
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当									
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当									

（注）当該事業にかかる費用が100万円以上と見込まれた場合

第4号様式 別紙1

建築物及び敷地に関する事項等

建築物の名称								
所在地（地番表示）		区						
延べ面積		m ²	補助対象床面積			m ²		
建築面積		m ²	階数		地上	階	地下	階
構造種別		RC ・ SRC ・ S ・ W 造						
用途								
建築確認 履歴	当初	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
	最終	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
該当する建築物の種類 (該当する項目に○)			A. 要緊急安全確認大規模建築物					
			B. 要安全確認計画記載建築物					
			C. 多数利用建築物					
			D. 重要道路沿道建築物					
当該敷地が接する 前面道路の路線名		(上の建築物の種類がB・Dの場合に記入)						

事業全体の資金計画

(単位：円)

項 目		全体計画	初年度	次年度	3年目以降	備 考
支 出	① 耐震診断費					
	② 耐震改修設計費					
	③ 耐震改修工事費					
	④ 工事監理費					
	⑤ 除却費					
	⑥ 消費税					
	⑦ その他					
	⑧ 合計 (①～⑦)					
収 入	⑨ 横浜市補助金					
自己負担金 (⑧－⑨)						

(注1) 耐震改修又は段階改修については、耐震改修工事費及び工事監理費の支出項目をそれぞれ記入すること。

(注2) 段階改修の場合は、当該事業の(1回に要する)資金計画のみを記入すること。

様

横浜市長

印

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 全体設計承認・不承認通知書

年 月 日付で提出のありました全体設計承認申請書につきましては、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第8条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 事業内容

4 審査結果 承認 / 不承認

5 承認の場合の承認条件

- 申請者は、事業等の内容を変更するときは、速やかに変更内容を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 申請者は、事業等を取り下げようとするときは、速やかに全体設計承認事業取下届を市長に提出しなければならない。
- この承認を受けた事業の耐震改修等に係る費用について、第4条第1項の規定により、申請を行う年度の出来高（当該年度の前年度以前に補助金の額の確定を受けている出来高を除く。）に応じて補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、事業を実施する初年度以降に申請をする場合は、当該年度の初日（年度の初日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に行わなければならない。

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 着 手 届

横浜市長

申請者 〒
住所
氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第9条第1項の規定により、次のとおり着手した旨を届け出ます。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

2 全体設計承認番号（複数年度に渡る事業の場合に記入。変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

3 建築物の名称

4 事業内容

耐震診断	第1回 段階改修
耐震改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

5 契約日及び工期

- (1) 契約年月日 年 月 日
(2) 着手年月日 年 月 日
(3) 完了予定日 年 月 日
(4) 完了予定日（最終年度） 年 月 日（複数年度に渡る事業の場合に記入。）

6 添付書類

- ・請負契約書の写し
- ・工程表（耐震改修、段階改修又は除却の場合は実施工程表）
- ・連絡先リスト（当事業における耐震診断、耐震改修設計、耐震改修、段階改修、工事監理又は除却を行う事業者の担当者の連絡先をまとめたもの）

正

工事監理（施工）状況報告書

提出日	年 月 日	
建築物の名称		
建築物の所在地	横浜市 区	
申請者	住所	
	氏名	
工事監理者	住所	
	担当者氏名	
	電話 ()	
施工者	住所	
	担当者氏名	
	電話 ()	
交付決定又は 全体設計承認 年月日及び番号	年 月 日 第 号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）	
構造・階数	RC・SRC・S・W造 地上 階 地下 階	
今回の検査工程		
報告 内容	建	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおりを実施されていることを確認しました。
	築	<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。
	消	<input type="checkbox"/> 該当項目なし。
	防	<input type="checkbox"/> 下記の項目について確認しました。

受付欄	市担当者 コメント欄 (検査実施日 年 月 日)
決 裁 欄	課 長 係 長 担 当

(A4)

- ※ 報告書には、以下を添付してください。
 - ・検査を行う箇所が分かる図面
 - ・工事監理（施工）状況チェックシート
- ※ 下記の資料を提示等していただく場合があります。
 - コンクリート、鋼材、その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表、施工写真等

工事監理（施工）状況報告書

提出日	年 月 日	
建築物の名称		
建築物の所在地	横浜市 区	
申請者	住所	
	氏名	
工事監理者	住所	
	担当者氏名	
	電話 ()	
施工者	住所	
	担当者氏名	
	電話 ()	
交付決定又は 全体設計承認 年月日及び番号	年 月 日 第 号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）	
構造・階数	RC・SRC・S・W造 地上 階 地下 階	
今回の検査工程		
報告内容	建築	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおりを実施されていることを確認しました。
		<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。
	消防	<input type="checkbox"/> 該当項目なし。
		<input type="checkbox"/> 下記の項目について確認しました。

受付欄	指摘事項	指摘内容
	有 ・ 無 検査実施日 年 月 日	

(A4)

- ※ 報告書には、以下を添付してください。
 - ・検査を行う箇所が分かる図面
 - ・工事監理（施工）状況チェックシート

- ※ 下記の資料を提示等していただく場合があります。
 - コンクリート、鋼材、その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表、施工写真等

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 事業内容変更申請書

横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領（以下「要領」という。）第 12 条第 1 項の規定による変更の交付又は第 13 条第 1 項の規定による変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。申請にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）、横浜市特定建築物等耐震改修等事業制度要綱及び要領が適用されることに同意します。

1 補助金交付決定番号又は全体設計承認番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 変更内容

5 変更理由

6 補助対象事業費及び交付申請額（変更のない場合は記入を省略）

補助対象事業費（変更）	補助対象事業費（当初）	差額増△減額
円	円	円
交付申請額（変更）	交付決定額（当初）	差額増△減額
円	円	円

7 事業の完了予定日（当初） 年 月 日

8 添付書類等

- ・当該事業の変更に係る部分の書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

（注） 事業内容変更申請書の補助金額の算出方法等は、第 1 号様式又は第 4 号様式の別紙を準用する。
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更前後の内容を朱書き等で明記する。

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで事業内容変更申請のありました補助事業について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第12条第2項の規定により、当該変更決定の内容を次のとおり通知します。

1 変更後の交付決定内容

(1) 補助金交付変更決定額

交付変更決定額	交付決定額	差額増△減額
円	円	円

(2) 建築物の名称

(3) 建築物の所在地

(4) 事業内容

2 事業の完了期日 年 月 日

3 補助金交付決定番号 年 月 日付け 第 号

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 事業内容変更報告書

横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第12条第3項又は第13条第3項の規定により、事業等の内容が変更される旨、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定番号又は全体設計承認番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第1回 段階改修
耐震改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

4 変更内容

5 変更理由

6 補助対象事業費及び交付申請額（変更のない場合は記入を省略）

補助対象事業費（変更）	補助対象事業費（当初）	差額増△減額
円	円	円
交付申請額（変更）	交付決定額（当初）	差額 △減額
円	円	円

7 事業の完了予定日（当初） 年 月 日

8 添付書類等

- ・当該事業の変更に係る部分が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

（注）添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更前後の内容を朱書き等で明記する。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 全体設計変更承認通知書

年 月 日付で事業内容変更申請のありました事業について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 13 条第 2 項の規定により、当該変更承認の内容を次のとおり通知します。

1 変更後の全体設計承認内容

(1) 補助金交付変更予定額

交付変更予定額	当初予定額	差額増△減額
円	円	円

(2) 建築物の名称

(3) 建築物の所在地

(4) 事業内容

2 事業の完了期日

年 月 日

3 全体設計承認番号（当初）

年 月 日付け 第 号

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 交付決定事業取下申請書

横浜市長

申請者 氏
住所

氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業を取り下げたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 取下げの理由

5 取下げする事業等に係る補助金受入れ状況
別表のとおり

6 添付書類
補助金交付決定通知書の写し

第 12 号様式 別表

1 取下げに係る事業の内容及び補助金受入れ調書

(単位：円)

		種 別		合 計 額	備 考
補助対象事業費	当初額				
	取下げ額				
補助金	交付決定額				
	受入れ済額				
	取下げ額				

(注 1) 種別は、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するもの記載すること。

(注 2) 耐震改修又は段階改修の事業等については、耐震改修工事費及び工事監理費の受入れ調書をそれぞれ記入すること。

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金交付決定取消通知書

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 14 条第 2 項又は第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補助金交付決定の取消し
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知した事業の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。
- 2 建築物の名称
- 3 事業内容
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 補助金交付決定取消額 円
- 6 取消しの理由

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
全体設計承認事業取下届

横浜市長

届出者（申請者） 〒
住所

氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 14 条第 3 項の規定により、次のとおり当該事業を取り下げたいので、関係書類を添えて届け出ます。

1 全体設計承認番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 取下げの理由

5 取下げする事業等に係る補助金受入れ状況
別表のとおり

6 添付書類
・全体設計承認・不承認通知書の写し

第 14 号様式 別表

1 取下げに係る事業等の内容及び補助金受入れ調書

(単位：円)

		種 別		合 計 額	備 考
補助対象事業費	当初額				
	取下げ額				
補助金	交付決定額				
	受入れ済額				
	取下げ額				

(注 1) 種別は、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するもの記載すること。

(注 2) 耐震改修又は段階改修の事業については、耐震改修工事費及び工事監理費の受入れ調書をそれぞれ記入すること。

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 完了実績報告書

横浜市長

申請者 〒
住所

氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 18 条第 1 項の規定により、事業等が完了した旨、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定番号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円
交付金精算額 円

5 添付書類

- (1) 事業等の実施内容が確認できる書類 (図面、構造計算書、写真等)
- (2) 領収書又は支出を証する書類写し。ただし、支払が終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払後に速やかに領収書を提出するものとする。
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 15 号様式の 2 (第 18 条第 1 項)

6 支払内訳書

区 分		契 約	請負業者名	支 払	備 考
建築物名称	種別				
		年 月 日 円		年 月 日 円	
		年 月 日 円		年 月 日 円	
合 計		円		円	

(注 1) 種別は、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するものを記載すること。支払が未完了の場合、支払日は支払予定日を記載すること。

(注 2) 耐震改修又は段階改修の事業については、耐震改修工事費及び工事監理費の支払内訳書をそれぞれ記入すること。

7 補助金受入調書

補助金交付決定額		補 助 金 受 入			
年月日	金 額 (円)	年月日	金 額 (円)	累 計 (円)	適 用
計					

(注) 補助金の受入日は予定日を記載すること。

8 事業等の成果

事業内容	事業量		実施期間		備 考
	計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	

(注) 事業内容には、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修、第 1 回段階改修、第 2 回段階改修、除却のうち該当するものを記載すること。

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了の実績が報告された事業等について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 19 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

2 補助金額の確定

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 確定補助金額（補助対象事業費） | 円（円） |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |
| (3) 交付済補助金額 | 円 |
| (4) 返還すべき金額 | 円 |

3 事業内容等

- | | |
|------------|--|
| (1) 建築物の名称 | |
| (2) 事業内容 | |
| (3) 建物区分 | <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）
<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条）
<input type="checkbox"/> その他 |

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金交付請求書

横浜市長

申請者 氏
住所
(フリガナ)
氏名
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 21 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け 第 号
建築物の名称	

補助金請求額※1								0	0	0	—
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店									
	口座番号※2	普通・当座									
	フリガナ										
	口座名義人										

- ※1 補助金請求額記載後、金額の最初に¥を記載すること。
- ※2 ゆうちょ銀行の場合も支店名と口座番号による記載としてください。（記号は使用不可）
（口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。）

上記口座に補助金をお振り込みください。

申請者 住所
氏名 印

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
全体設計承認取消通知書

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 全体設計承認の取消し
年 月 日付け 第 号で全体設計承認通知した 補助事業の全体設計の承認を取り消します。
- 2 建築物の名称
- 3 取消しの理由

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業
補助金返還命令書

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 23 条の規定により、次のとおり、補助金を返還してください。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）
年 月 日付け 第 号

2 返還額 円

3 返還期日 年 月 日

4 返還命令の理由

5 事業内容等
(1) 建築物の名称
(2) 事業内容

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 消費税仕入税額控除確認書

横浜市長

申請者等 千
住所

氏名
電話

以下の事業の事業費に係る消費税額については、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を行いませんので、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 25 条第 1 項の規定に基づき、当該事業の補助金額を算出する際の事業費に消費税額及び地方消費税額を含めて補助金の交付を申請します。

なお、事業の完了までにこの確認書の内容が変更され、以下の理由に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告し、この確認書を取り下げ、補助金の交付が完了している場合は、消費税額及び地方消費税額に係る補助金相当額を返還します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

3 所有者の負担割合（所有者が複数の場合）
別紙による

4 消費税額の控除を受けない理由

以下の理由より、該当する項目を選択すること。

消費税法における納税義務者でない。

消費税法第 9 条第 1 項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第 9 条第 4 項に基づき、同法第 9 条第 1 項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。

消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出した事業者である。

前 3 項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

第 20 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額 (単位 円)	負担割合 (単位 %)
計		

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 消費税仕入税額控除報告書

横浜市長

報告者 (申請者等) 〒

住所

氏名

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 25 条第 2 項の規定に基づき、以下の物件に関する本事業の事業費に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。なお補助金返還額が生じる場合は、市長の指示に従い、速やかに返還します。

1 補助金額確定番号

年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容 (該当に○をつける)

耐震診断	第 1 回 段階改修
耐震改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 補助金の額の確定額 円

5 消費税の確定申告の有無 (該当するものを選択) 【有 (一般課税)、有 (簡易課税)、無】

6 補助金返還相当額の算出 (5 で有 (一般課税) を選んだ場合に記入)

- ①補助金の額の確定時に補助対象外としていた消費税額 円
- ②消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円
- ③補助金返還相当額 (②から①の額を差し引いた額) 円

7 所有者等の負担金割合一覧表 (消費税仕入税額控除確認書の別紙)

8 添付書類 (消費税の確定申告有りの場合)

- 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- 控除対象仕入税額の計算表の写し (簡易課税の場合)
- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し (一般課税の場合)

第 21 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額 (単位 円)	負担割合 (単位 %)
計		